



## 自然災害被災者への 助け合い基金

自然災害によって日常生活に支障をきたすこととなった組合員に対して、できる限り迅速に生活資金(見舞金)を支給するため、併せて連合と連携して取り組む緊急カンパへの要請に応じていくため、「フード連合 自然災害被災者への助け合い基金(略称:フード連合 助け合い基金)」を設立しました。

基金の積み立てについては、一定の原資を確保していますが、加盟組合からのカンパ金による積み立てを主としますので、加盟組合皆様のご協力をお願い致します。また、見舞金につきましては、これまでの限定した自然災害に特化したものとしますので、自然災害により被災された組合員の方はご相談下さい。

台風

竜巻

集中豪雨

地震

雪害



お問い合わせは

**フード連合 総務局 (共済)**

〒108-0014 東京都港区芝5-26-30 専売ビル4階

03-6435-2886 [kyousai@jfu.or.jp](mailto:kyousai@jfu.or.jp)

# カ ン パ 金 募 集



加盟組合におかれましては、それぞれの組合活動での会議・イベント等、あらゆる行事を活用した取り組みを積極的に行っていただき、基金に対するカンパ活動へのご協力をお願い致します。

カンパ金につきましては年間を通して受付を行っていますので、集まりましたらフード連合までお振込みください。お振込先はフード連合ホームページ、又はフード連合本部までお問い合わせください。

# 見 舞 金 申 請 に つ い て

加盟組合におかれまして、自然災害により被災された組合員が発生したときには見舞金申請をお願い致します。詳しくはホームページ又は、フード連合本部までお問い合わせ下さい。

## (1) 被災の考え方について

組合員が自然災害等により被災した場合に、支給を受けることができるものとします。自然災害等とは、人的要因を除く、自然現象による災害とし、加盟組合からの見舞金申請についてはフード連合本部が支給を決定(三役会で判定し、中央執行委員会で追認)します。

## (2) 見舞金支給の考え方について

大規模災害の発生にも備える基金の安定的運用に向け、当面はこれまでの緊急カンパ時の見舞金支給の考え方をベースとして、被災程度に応じた見舞金支給額を以下の通りとします。

- i) 組合員の死亡 : 20万円
- ii) 家族の死亡 : 5万円
- iii) 家屋の全壊、流出 : 10万円
- iv) 家屋の半壊、水没 : 5万円
- v) 家屋の床上浸水 : 2万円

